

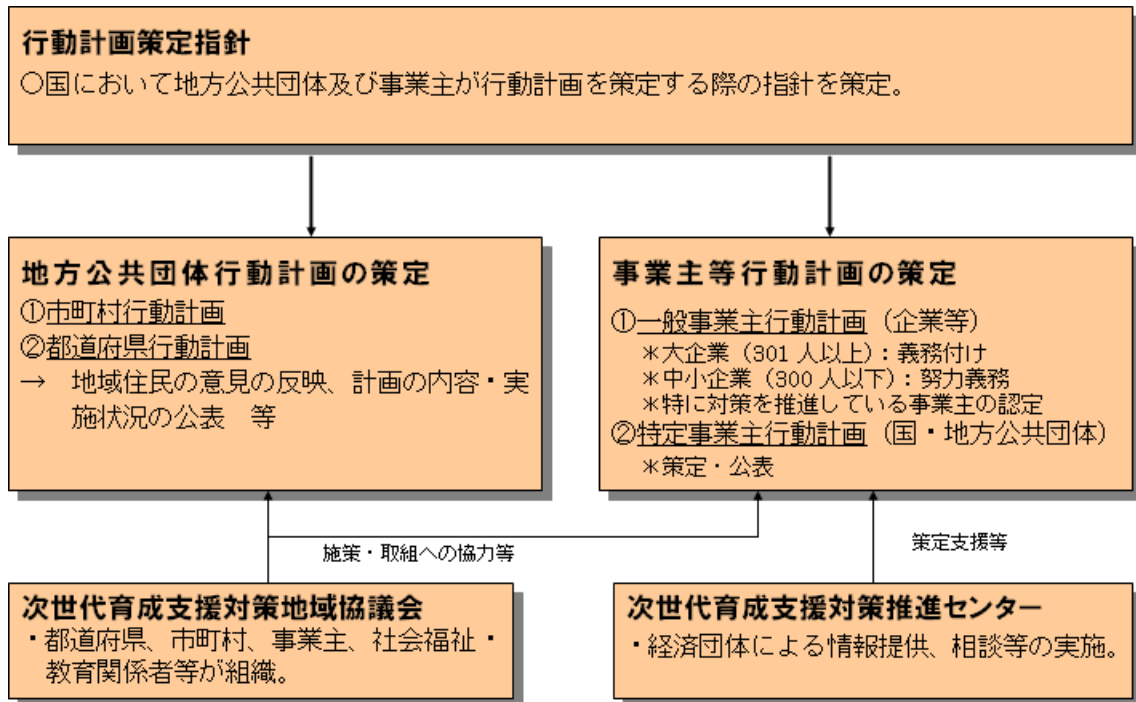
※出所：内閣府ホームページ「少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)」(概要)を抜粋

#### エ. 「次世代育成支援対策推進法」に係る施策

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国による地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定することを義務付けている。

「次世代育成支援対策推進法」の趣旨は下図のとおりである。

<次世代育成支援対策推進法の趣旨>



※出所：厚生労働省ホームページ「次世代育成支援対策推進法の趣旨」

なお、次世代育成支援対策推進法は平成 27 年 3 月 31 日までの時限法であったが、平成 26 年 4 月に改正され、有効期間が令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までに延長されている。

国は、行動計画策定指針のなかで、「次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項」を定めているほか、地方公共団体及び事業主による行動計画策定・内容に関する事項を定めており、地方公共団体及び事業主は、これらに基づいて行動計画を策定することになる。

<次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項>

(ア) 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(イ) 行動計画の策定の目的

地方公共団体及び事業主（国及び地方公共団体の機関等を含む。）は、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための 10 年間の集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しよう

とする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるものとする。

(ウ) 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携

次世代育成支援対策は、市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携を始め、市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携等を図り、総合的な体制の下に推進されることが望ましい。このため、行動計画には、それぞれの次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携の在り方について定めることが必要である。

- 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携
- 市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携
- 国、地方公共団体等と一般事業主との連携

(エ) 次世代育成支援対策地域協議会の活用

次世代育成支援対策推進法第 21 条第 1 項では、地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができるとされており、地方公共団体及び一般事業主は、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に当たっては、必要に応じて、地域協議会を十分に活用するとともに、密接な連携を図ることが望ましい。

※出所：厚生労働省「行動計画策定指針（平成 26 年 11 月 28 日）」より抜粋

## 2 北九州市の子どもや子育てを取り巻く状況

### (1) 少子化の動向

少子化は、労働力人口の減少、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など社会経済面だけでなく、子育て家庭同士や子ども同士がふれあう機会の減少など、子どもの育ちや子育ての面でも大きな影響を及ぼすと考えられている。

#### ア. 人口の状況

市の人口は、昭和54年の1,068,415人（推計人口）をピークに減少傾向にあり、平成17年には100万人を下回り、令和元年には940,141人（推計人口）となっている。また、国全体の人口も、平成22年の128,057,352人（国勢調査結果）をピークに減少に転じており、全国的に見ても人口減少が進行している。年齢区分別割合を見ると、昭和55年から平成27年までの35年間に、0歳～14歳は23.1%から12.6%に減少、15歳～64歳は68.1%から58.1%に減少しているのに対し、65歳以上は8.7%から29.3%と大幅に増加しており、少子高齢化が進んでいる。

（単位：人）

	本市の人口	増減	全国の人口	増減
昭和45年	1,042,318	—	104,665,171	—
昭和50年	1,058,058	15,740	111,939,643	7,274,472
昭和55年	1,065,078	7,020	117,060,396	5,120,753
昭和60年	1,056,402	▲ 8,676	121,048,923	3,988,527
平成 2年	1,026,455	▲ 29,947	123,611,167	2,562,244
平成 7年	1,019,598	▲ 6,857	125,570,246	1,959,079
平成12年	1,011,471	▲ 8,127	126,925,843	1,355,597
平成17年	993,525	▲ 17,946	127,767,994	842,151
平成22年	976,846	▲ 16,679	128,057,352	289,358
平成27年	961,286	▲ 15,560	127,094,745	▲ 962,607
令和元年	940,141	▲ 21,145	126,180,643	▲ 914,102

※出所：「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」

#### イ. 出生数の状況

市の出生数は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）以降減少傾向にあり、平成26年には8,000人台を割り、平成29年は過去最も少ない7,349人（前年比272人減）となっている。合計特殊出生率（※1）については、平成17年に過去最低の1.30となったが、その後は増加傾向に転じ、平成28年の1.61まで増加を続け、平成29年は1.60（前年比0.01減）となり、全国平均（1.43）を上回っている。平成29年値では、政令市の中で最も高い数値となっている。

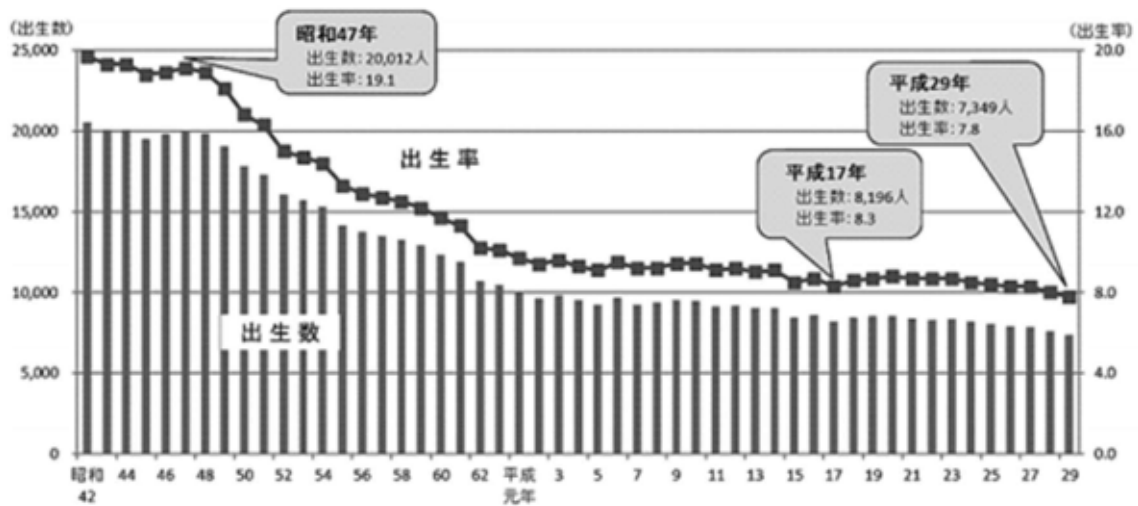
母親の年齢階級別出生数を見ると、20歳から34歳では減少傾向、35歳から49歳は増加傾向にある。平成29年数値では、30歳から34歳が2,504人と最も多

く、次いで25歳から29歳が1,981人、35歳から39歳が1,516人、20歳から24歳が894人となっている。

また、第1子を産んだときの母親の平均年齢は全国平均を下回っているものの、年々上昇傾向にあり、平成29年が29.7歳となっている。出産したときの母親の平均年齢が上昇する晩産化の傾向がみられる。

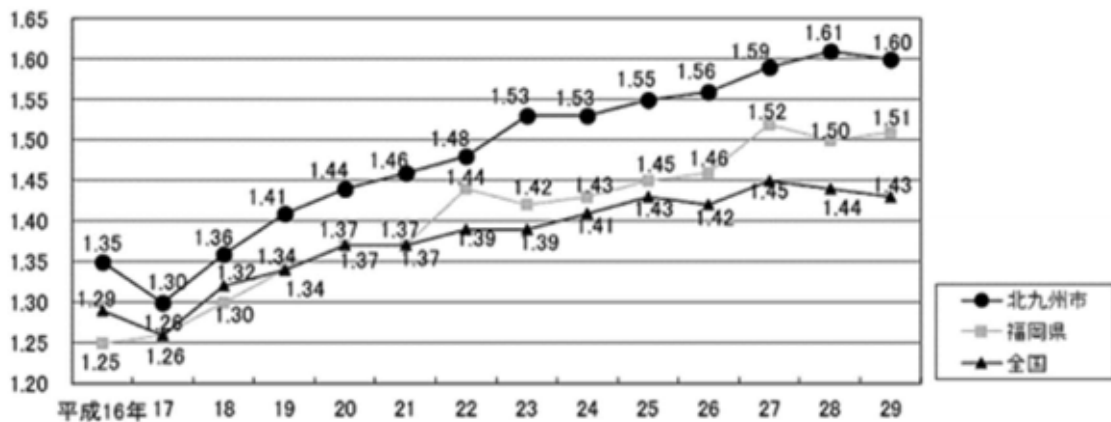
※1：1人の女性が生涯に生むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女性の人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計である。

<北九州市の出生数と出生率の推移>



※出所：「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」

<合計特殊出生率の年次推移>



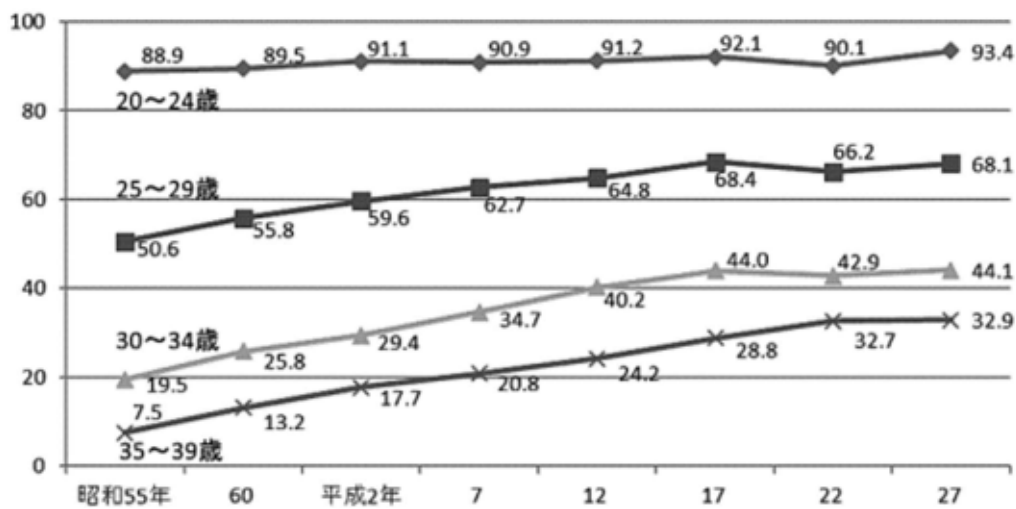
※出所：「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」

ウ. 婚姻の状況

市の未婚率（15歳以上の人口をもとに算定）は、男性30.5%、女性23.4%（平成27年数値）で、全国数値と比較すると、男性は1.3ポイント低く、女性は0.2ポイント高くなっている。

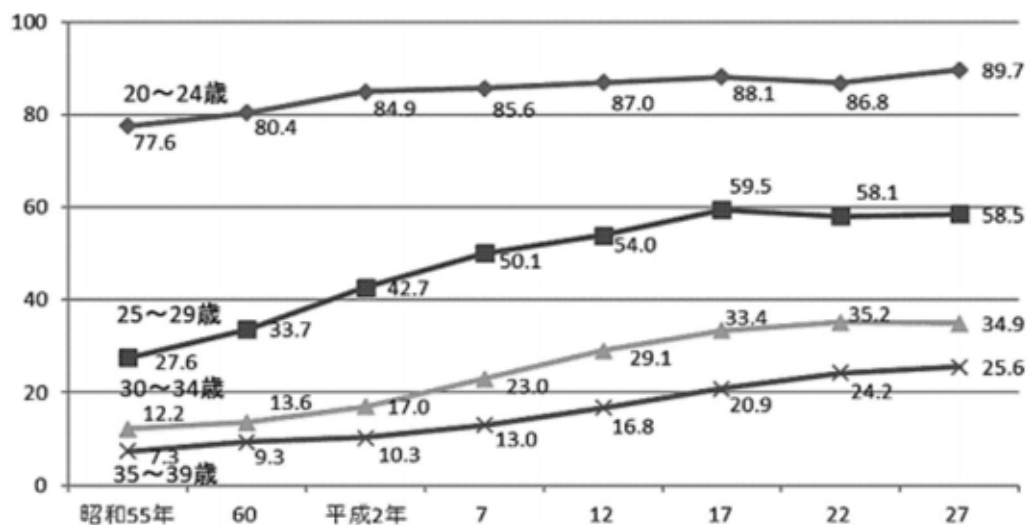
市の未婚率の経年変化を見ると、男女ともにどの年齢階級でも上昇傾向にある。特に男性では35歳～39歳の未婚率が、昭和55年に比べ25.4ポイント上昇し、32.9%となっている。一方、女性では25歳～29歳が30.9ポイント上昇し、58.5%となっている。また、初婚年齢も高年齢化の傾向にあり、晩婚化が進んでいる。

<北九州市の年齢別未婚率の推移（男性）> (単位：%)



※出所：「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」

<北九州市の年齢別未婚率の推移（女性）> (単位：%)



※出所：「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」

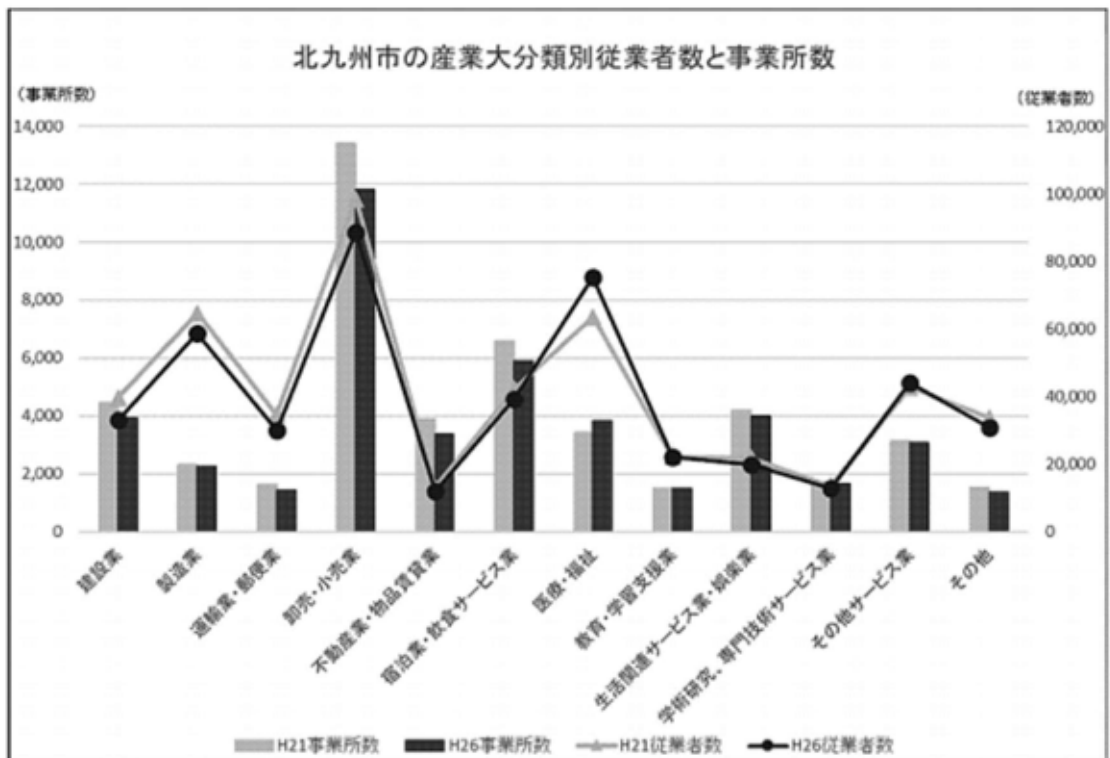
(2) 社会経済等の動向

就労環境、世帯の状況など社会経済等の動向は、子どもやその家庭に直接的にも間接的にも、さまざまな影響を及ぼすと考えられる。

ア. 産業の状況

平成 26 年の市の事業所数は、44,150 事業所で、平成 21 年度（47,796 事業所）に比べて 3,646 事業所減少している。また、従業者数は 466,561 人で、平成 21 年度（490,347 人）に比べて 23,786 人減少している。

産業分野別に見ると、卸売・小売業が 11,798 事業所で全体の 26.7%を占め、次いで宿泊業・飲食サービス業 5,912 事業所（構成比 13.4%）、生活関連サービス業・娯楽業 4,003 事業所（同 9.1%）となっている。従業者数は、卸売・小売業が 88,612 人で全体の 19.0%を占め、次いで医療・福祉業 75,173 人（同 16.1%）、製造業 58,706 人（同 12.6%）となっている。



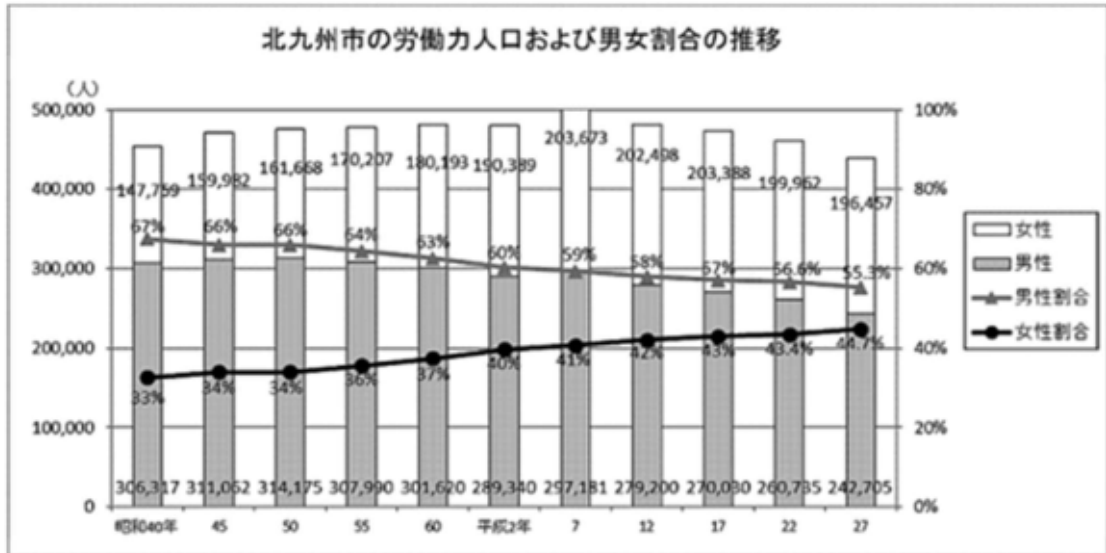
※出所：「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」

イ. 就労の状況

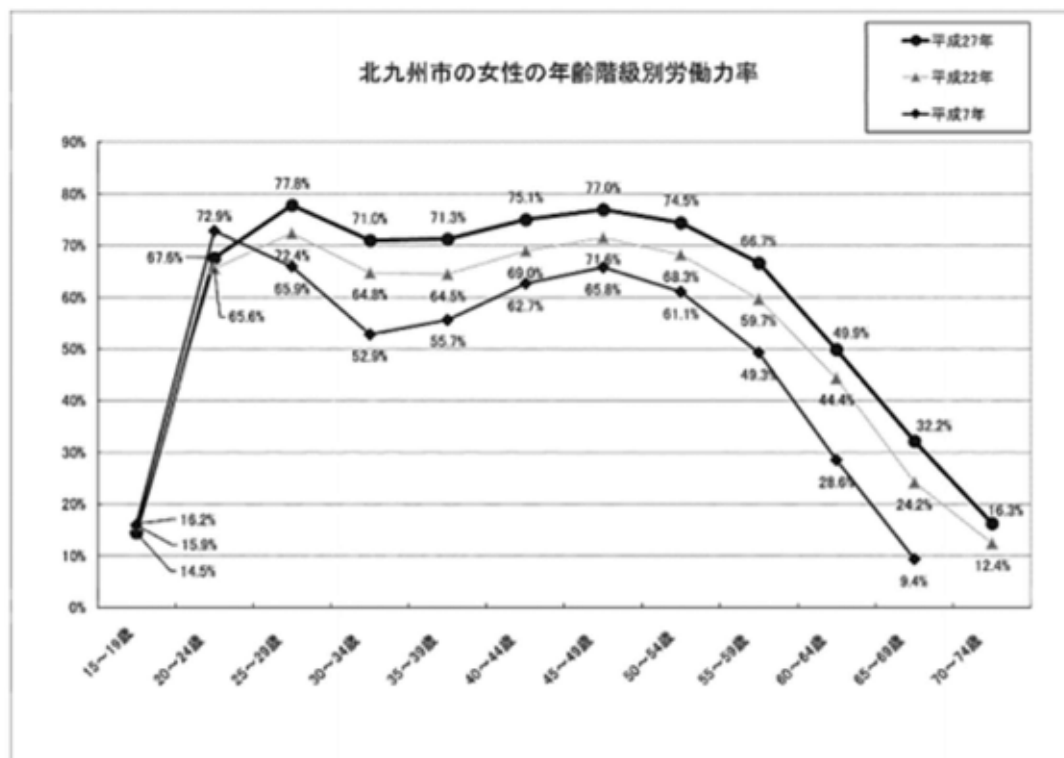
平成 27 年の市の労働力人口は 439,162 人で、平成 22 年（460,697 人）に比べて 21,535 人減少している。男女別に見ると、男性が 242,705 人（18,030 人減）、女性が 196,457 人（3,505 人減）である。また、平成 29 年度の有効求人倍率は 1.46 で、平成

22年度から上昇傾向にあり、平成21年度と比較すると1.02ポイント上昇している。

市の女性の年齢階級別労働力率は、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いている。依然として30代の労働力率は20代、40代よりも低くなる傾向にあるが、平成22年、平成27年と年を経るにつれ、上昇している。



※出所：「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」



※出所：「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」



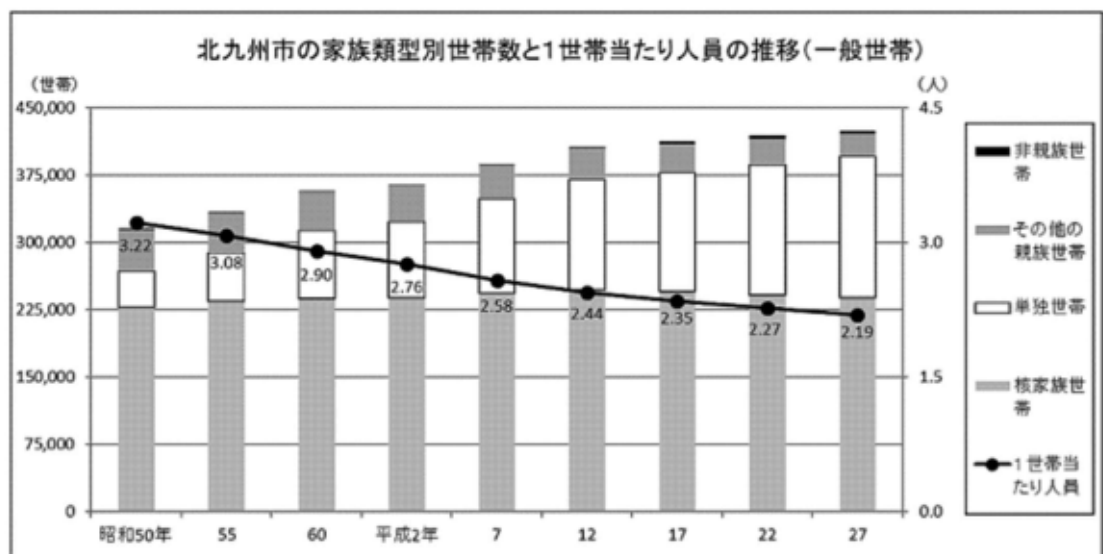
## ウ. 世帯の動向

平成 27 年の市の世帯総数は 426,325 世帯（一般世帯：425,544 世帯、施設等の世帯：781 世帯）で、平成 22 年 420,702 世帯（一般世帯：419,984 世帯、施設等の世帯：718 世帯）に比べて 5,623 世帯増加している。

このうち、一般世帯を家族類型別に見ると、核家族世帯（\*1）238,689 世帯（一般世帯に占める割合 56.1%）、単独世帯（\*2）157,488 世帯（同 37.0%）、その他の親族世帯（\*3）24,630 世帯（同 5.8%）、非親族世帯（\*4）3,252 世帯（同 0.8%）で、核家族世帯の割合が平成 22 年の 57.5%から 1.4 ポイント減少し、単独世帯は平成 22 年の 34.6%から 2.4 ポイント増加している。

核家族世帯の構成を見ると、夫婦のみの世帯と、ひとり親と子どもの世帯が増加し、夫婦と子どもの世帯が減少している。また、1 世帯あたりの人員が減少している。

- （\*1）夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯
- （\*2）世帯人員が一人の世帯
- （\*3）夫婦と両親から成る世帯、夫婦と片親から成る世帯、夫婦・子供と両親から成る世帯、夫婦・子供と片親から成る世帯、夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯、夫婦・子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯、夫婦・親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯、夫婦・子供・親の他の親族から成る世帯、兄弟姉妹のみから成る世帯、他に分類されない親族世帯
- （\*4）二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯



※出所：「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」

### 3 北九州市の保育事業及び保育所の概要

#### (1) 北九州市の保育事業の概要

市では、保育事業に関する具体的な施策を決定するにあたり、市の抱える保育の現状と課題の洗い出しを行い、課題を解決するための施策の方向性を決定する。主な施策として、

- 保育の量の確保と教育・保育の質の向上
- 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実
- 幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実
- 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実に策定している。

#### (2) 主な施策

##### ア. 保育の量の確保と教育・保育の質の向上

##### (ア) 児童福祉施設等第三者評価事業

平成 14 年 3 月に、「北九州市少子社会対策推進計画」や「新北九州市保育 5 年プラン」に基づいて、「北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会」を設置している。サービスの質の向上や、より適切な情報の提供を図るため、児童福祉施設等（保育所、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等）を対象に第三者評価事業を実施している。なお、評価結果については、区役所保健福祉課の窓口及び市のホームページで公表している。

<実施状況>

年度	保育所	保育所再評価	地域型保育	児童養護施設等
H29	6 か所	3 か所	2 か所	5 か所
H30	3 か所	7 か所	5 か所	-
R 元	3 か所	13 か所	2 か所	2 か所

※出所：「北九州市 子ども家庭レポート（令和 2 年度）」

##### (イ) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園、保育所の機能をあわせもち、保護者の就労状況等にかかわらず利用できる施設であり、地域の子育て支援も積極的に行っている。

市は、令和元年度までに 26 施設の設置、また、令和 6 年度までに 40 施設程度の設置を目標として、認定こども園の普及に取り組んでいる。

なお、令和 2 年 4 月 1 日現在で 30 施設が設置されている。

##### (ウ) 小規模保育事業

保護者の就労等の理由により保育を必要とする概ね生後 6 か月から 3 歳未満

の児童を、定員 6 人以上 19 人以下で行う、小規模保育事業所の開設を進めている。

<利用状況>

年度	実施か所数	入所定員	延べ利用児童数
H29	32 か所	595 人	6,269 人
H30	40 か所	739 人	7,855 人
R 元	45 か所	834 人	8,819 人

※出所：「北九州市 子ども家庭レポート（令和 2 年度）」

(エ) 事業所内保育事業

保護者の就労等の理由により保育を必要とする概ね生後 6 か月から 3 歳未満の児童を、会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する、事業所内保育事業所の開設を進めている。

<利用状況>

年度	実施か所数	入所定員	利用児童数
H29	6 か所	120 人（うち地域枠 78 人）	771 人
H30	7 か所	134 人（うち地域枠 91 人）	929 人
R 元	7 か所	137 人（うち地域枠 102 人）	1,062 人

※出所：「北九州市 子ども家庭レポート（令和 2 年度）」

(オ) 保育所入所定員の拡大

地域の保育需要の推移を踏まえ、民間保育所の新規開設や既存保育所の定員増に取り組み、待機児童の継続的な解消を目指している。

(カ) 家庭的保育事業

保護者の就労等の理由により保育を必要とする生後 57 日目から 3 歳未満の児童を、保育士等の資格を持つ家庭的保育事業者が、家庭的な雰囲気の中で保護者に代わって保育をする。

<利用状況>

年度	実施か所数	入所定員	延べ利用児童数
H29	15 か所	75 人	875 人
H30	15 か所	75 人	839 人
R 元	14 か所	70 人	779 人

※出所：「北九州市 子ども家庭レポート（令和 2 年度）」

(キ) 直営保育所の再編・民営化

保育所運営の効率化と機能の集約を図るため、老朽化した施設の建替え等に

あわせて直営保育所の民営化を行い、施設の再編を進めている。

(ク) 直営保育所への親子通園クラスの設置

直営保育所に親子通園クラスを設置し、発達気になる子どもや育児に不安のある保護者などを親子で受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続した支援を行っている。また、関係機関と連携しながら、保育所、幼稚園、療育機関などへの移行支援を行っている。

イ. 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実

(ア) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、職住の遠距離化などに伴う保育時間延長への保護者ニーズに対応するため、保育時間を午後7時まで（一部午後8時まで）延長している。なお、平成18年1月からは障害児の受け入れも行っている。

<利用状況>

年度	実施か所数	延べ登録児童数	1所当たり月平均登録児童数
H29	155 か所	32,947 人	17.7 人
H30	154 か所	33,471 人	18.1 人
R 元	153 か所	32,190 人	17.5 人

※出所：「北九州市 子ども家庭レポート（令和2年度）」

(イ) 夜間（長時間）保育事業

夜間の保育需要に対応するため、最大、午前7時から午前0時まで利用できる夜間（長時間）保育事業を小倉北ふれあい保育所・夜間部（定員45人）で実施している。

<利用状況>

年度	延べ利用児童数
H29	601 人
H30	572 人
R 元	578 人

※出所：「北九州市 子ども家庭レポート（令和2年度）」

(ウ) 一時保育事業

保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育している。なお、平成18年1月から、集団保育が可能な中程度の障害のある子どもの受け入れを行っている。

<利用状況>

年度	実施か所数	延べ利用児童数		
		断続的保育	緊急保育	育児リフレッシュ保育
H29	78 か所	22,141 人		
		4,250 人	951 人	16,940 人
H30	83 か所	19,864 人		
		4,722 人	1,021 人	14,121 人
R 元	82 か所	15,633 人		
		4,365 人	876 人	10,392 人

※出所：「北九州市 子ども家庭レポート（令和2年度）」

(エ) 休日保育事業

保護者の就労形態の多様化により、休日に就業する保護者等を支援するため、休日に保育所を開所し、日曜日、祝日及び年末の保育需要に対応する休日保育事業を実施している。

<利用状況>

年度	実施か所数	登録児童数	延べ利用児童数
H29	7 か所	719 人	1,807 人
H30	7 か所	646 人	1,872 人
R 元	7 か所	786 人	2,084 人

※出所：「北九州市 子ども家庭レポート（令和2年度）」

(オ) 病児保育事業

病氣中、または病氣やけがの回復期にあり、保育所等での集団保育が困難な期間で、保護者が勤務の都合等により家庭で保育を行うことが困難な場合に、病児保育室で保育を行っている。

<利用状況>

年度	実施か所数	登録者数	延べ利用者数
H29	12 か所	3,875 人	8,499 人
H30	12 か所	3,956 人	8,907 人
R 元	12 か所	3,918 人	9,029 人

※出所：「北九州市 子ども家庭レポート（令和2年度）」

(カ) 幼児教育の振興

私立の幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の資質の向上を

図るため、公私幼稚園合同研修の実施や幼稚園団体等が実施する各種研修活動への補助を行っている。

ウ．幼稚園、保育所等における障害児保育の充実

(ア) 障害児保育事業

すべての認可保育所で、障害児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図っている。

(イ) 私立幼稚園特別支援教育助成事業

幼児期における特別支援教育の充実を図るため、特別な教育的支援を必要とする幼児を積極的に受け入れる私立幼稚園をサポート園として指定し、支援を行っている。

エ．保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実

(ア) 幼稚園、保育所等、小学校の連携

子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもを健やかに育むために、幼稚園、保育所等、小学校が連携し、幼稚園、保育所等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図っている。平成 24 年度より各幼稚園、保育所等、小学校に保幼小連携担当者を設置して、さらに充実した連携に努めている。

オ．幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

(ア) 地域子育て支援センター

子育て家庭への支援活動を企画、調整、実施する保育士などの職員を配置して、育児不安などについての相談指導や子育てサークルへの支援を行っている。

(イ) 子育て支援総合コーディネーターの配置

平成 17 年度に開設した「子育て支援サロン“ぴあちえーれ”」では、保育士、看護師等の資格を持つコーディネーターを 3 名配置し、子育てに関する相談への対応や利用者に必要な関係機関との連絡・調整等の支援を行っている。また、各種子育てサービス情報を収集し、インターネット等を活用して情報の提供を行っている。

(ウ) 緑地保育センター

緑と太陽のもとで遊びを中心とした保育を行い、豊かな自然の中で宿泊体験や集団生活を通じて、幼児の創造性・自主性・協調性などを養い、21 世紀を担う心豊かで健康な子どもを育成するための児童厚生施設を運営している。

### (3) 保育施設等の概要

#### ア. 子ども・子育て支援新制度

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしている。市では、新制度のスタートに伴い、以下の取り組みを進めている。

- 幼稚園と保育所の機能をあわせもった「認定こども園」の普及を図る。
- 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にする。
- 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進める。
- 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援する。

このような取り組みの中、「子ども・子育て支援新制度」では、新たに「地域型保育」が設けられるなど、教育・保育の場が増えており、子どもの年齢や家族の状況、希望内容に応じて保育施設を選択できる体制となっている。

主な教育・保育の場は以下の 4 つである。

幼稚園	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う学校
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育（養護と教育）を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設
地域型保育	施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預かる事業。地域型保育は、さらに 4 つのタイプがあり、市の地域型保育は、「家庭的保育」「小規模保育」「事業所内保育」がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 家庭的保育…定員 5 人以下で保育を行う。</li> <li>➤ 小規模保育…定員 6～19 人で保育を行う。</li> <li>➤ 事業所内保育…事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。</li> <li>➤ 居宅訪問型保育…保護者の自宅で 1 対 1 の保育を行う。</li> </ul>

※出所：「北九州市 子ども家庭レポート（令和元年度）」

対象となる子どもは以下のとおりである。

幼稚園	制限なし（満 3～5 歳）
保育所	2 号認定（満 3 歳以上）、3 号認定（満 3 歳未満）
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保育部分 2 号認定（満 3 歳以上）、3 号認定（満 3 歳未満）</li> <li>➤ 教育部分 1 号認定（満 3 歳以上）</li> </ul>

地域型保育	> 家庭的保育 3号認定（満3歳未満） > 小規模保育 3号認定（満3歳未満） > 事業所内保育 3号認定（満3歳未満）
-------	---

※出所：「令和2年度 保育の利用のごあんない」より一部抜粋

#### イ. 教育・保育給付認定

保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）及び幼稚園の利用を希望する場合は、利用のための認定（教育・保育給付認定）を受ける必要がある。教育・保育給付認定は子どもの年齢や家族の状況に応じて、3つの区分に分かれている。

1号認定 （満3歳以上教育標準時間認定）	子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園での幼児期の学校教育を希望する場合。
2号認定 （満3歳以上保育認定）	子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所、認定こども園での保育を希望する場合。
3号認定 （満3歳未満保育認定）	子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。

※出所：「令和2年度 保育の利用のごあんない」

#### ウ. 保育料

令和元年10月1日より、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料は無償化された（副食費を除く）。また、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども利用料も無償化の対象となっている。

#### エ. 施設数（令和2年4月1日現在）

<保育所>

（単位：か所、人）

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
市立	2	7	5	3	2	3	2	24
私立	16	27	29	11	8	34	9	134
合計	18	34	34	14	10	37	11	158
定員	1,650	3,384	3,495	1,360	1,020	3,820	1,180	15,909

※出所：「令和2年度 保育の利用のごあんない」



<認定こども園>

(単位：か所、人)

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
施設数	-	4	14	3	3	6	-	30
定員	-	626	1,748	379	309	698	-	3,760

※出所：「令和2年度 保育の利用のごあんない」

<家庭的保育>

(単位：か所、人)

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
施設数	3	1	2	2	-	5	1	14
定員	15	5	10	10	-	25	5	70

※出所：「令和2年度 保育の利用のごあんない」

<小規模保育>

(単位：か所、人)

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
施設数	1	8	13	3	3	18	-	46
定員	19	150	233	53	57	342	-	854

※出所：「令和2年度 保育の利用のごあんない」

<事業所内保育>

(単位：か所、人 ( ) は地域枠)

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
施設数	-	2	3	2	-	-	-	7
定員	-	33 (24)	84 (75)	31 (18)	-	-	-	148 (117)

※出所：「令和2年度 保育の利用のごあんない」

#### 4 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の概要

これまで市は、子どもの健全育成や子育てを支えるため、「元気発進！子どもプラン」に基づき、保健、医療、福祉、教育など幅広い分野にわたる施策に取り組んでおり、その計画が平成26年度で終了することから、次の5年間（平成27～31年度）の市の子育て支援の取り組みの指針となる「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」を策定している。

計画の策定に当たっては、子育て家庭の現状や市民ニーズを把握するため市民アンケートやパブリックコメントなどを実施するとともに、子育て中の市民や子育て支援関係者、有識者などからなる北九州市子ども・子育て会議での議論を踏まえ、市民の目線に立ち、これまでの取り組みをより充実・発展させる計画となるよう策定している。

計画の概要は以下のとおりである。

##### （1）計画期間

平成27年度から平成31年度（＝令和元年度）までの5年間

##### （2）計画の基本理念

『「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”』を基本理念に掲げ、全ての子どもが健やかに成長し、市民一人一人が家庭を持つことや子どもを生ま育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指している。

##### （3）計画の視点

次の5つの視点から計画は策定されている。

###### ①子どもが主体の視点

子どもの健全育成や子育て支援の推進に当たっては、子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する必要があります。子どもは自ら育つ主体であり、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心を持つ、自立した心を育ていけるよう、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で、「子どもの最善の利益」に配慮しながら支援することが重要です。

この計画では、第一に「子どもが主体という視点」を共通の基本的考えとして、保護者が子どもとしっかり向き合って子育てができるよう、全ての施策に取り組んでいきます。

###### ②全ての子どもと家庭を支える視点

子育てにおけるさまざまな問題を踏まえて、広く全ての子どもと子育て家庭を支援し、一人一人の子どもの健やかな成長を等しく保障することを目指すという考え

の下、計画を推進します。特に社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、障害や疾病のある子ども、児童虐待、貧困など特別な支援を要する子どもや家庭への支援を充実します。

#### ③子どもの成長と次代の親づくりの視点

子どもは、段階を経ながら成長し、次代の親へとつながる存在です。乳幼児期には心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、学童期には自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、著しく心身も成長します。青年期には、より一層の自我意識、社会的意識が発達し、自立に向けた準備が整う時期です。このように、長期的な視野に立ち、子どもが豊かな人間性を形成し、自立し、次代の親となるために、それぞれの時期に応じた確かな成長を支えることが必要です。

#### ④親として成長を支える視点

子育てとは、保護者が日々成長する子どもの姿を見ながら、喜びや楽しさを直接感じるができる営みです。それは同時に、初めて子どもを持った親にとっては、子育てに不安を感じながら親として成長する過程でもあり、自己肯定感を持ち、子どもと向き合うことが、生きがいへとつながります。子育て支援を行う者は、保護者が子育ての責任を果たし、その権利を享受することの重要性を踏まえ、保護者に寄り添い成長につながる支援をしていくことが大切です。

#### ⑤地域社会全体で支援する視点

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていく必要があります。地域社会を構成する家庭、地域、学校、企業、行政が子育て支援の重要性の理解を深め、力を合わせて支援する「子育て支援型社会」の実現に向けた取り組みが必要です。

また、子育ては男女が協力して行うべきものです。男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の形成を図ることも必要です。

※出所：「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」

#### (4) 計画の構成

4つの政策分野と14の施策、子ども・子育て支援事業計画で構成されている。

##### 政策分野1 安心して生み育てることができる環境づくり

子どもを安心して生み育てるためには、生まれる前から自立するまで、また家庭から社会環境まで、幅広く支援に取り組むことが重要です。

<p>親子の健康の保持・増進は、人が生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩です。子どもの心と体が健康に育つ社会を構築するために、妊娠・出産から乳幼児期および思春期の保健・医療体制の一層の充実を図ります。子育てに悩む家庭を支えるために、相談支援体制の充実や地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、子育て家庭が学ぶ場を提供するなど家庭の教育力の向上に努めます。</p> <p>また、男女が協力しながら家庭での責任を果たし、共に子育てに向き合えるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた取り組みや、身の回りに潜む危険を知り、事故を未然に防ぎ危機を回避できるよう、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりを進めます。</p>
<p>施策① 母子保健</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり</li> <li>・発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化</li> <li>・養育支援の必要な家庭に対する支援の充実</li> <li>・基本的な生活習慣の定着や食育の推進</li> <li>・適切な思春期保健の推進</li> </ul>
<p>施策② 母子医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保</li> <li>・子どもの感染症予防の推進</li> <li>・不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進</li> </ul>
<p>施策③ 子育ての悩みや不安への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における子育て支援の環境づくり</li> <li>・市民が利用しやすい相談体制</li> <li>・必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり</li> <li>・少子化への対応や多様化・複雑化した悩みへの支援</li> </ul>
<p>施策④ 家庭の教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上</li> <li>・地域等と連携した家庭の教育力の向上</li> <li>・非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上</li> </ul>
<p>施策⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進</li> <li>・男性の家事・育児への参画促進</li> </ul>
<p>施策⑥ 安全・安心なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備</li> <li>・安全・安心を実感できるまちづくりの推進</li> <li>・子育てに優しい都市環境の整備</li> <li>・子育てしやすい住環境の提供</li> <li>・交通安全の推進</li> </ul>

<p>政策分野2 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供</p> <p>乳幼児期は、心情や意欲、基本的な生活習慣など生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、認定こども園や幼稚園、保育所等では、保育者が一人一人の子どもの違いに留意し、それぞれの役割に応じた支援に取り組む必要があります。また、市民の保育サービス充実への期待は大きく、待機児童の解消や働き方に応じた多様な保育サービスの提供が求められています。</p> <p>これらを踏まえ、職員研修等を通じて教育・保育の質の向上を図るとともに、保育の量的拡大や多様な保育サービスの充実に努めます。また、教育・保育施設が地域における子育て支援拠点としての機能強化を図るための支援を行います。</p>
<p>施策⑦ 幼児期の学校教育や保育の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の量の確保と教育・保育の質の向上</li> <li>・ 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実</li> <li>・ 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実</li> <li>・ 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実</li> <li>・ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実</li> <li>・ 教育・保育に関する情報提供</li> </ul>
<p>政策分野3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり</p> <p>青少年期は、感受性が豊かになり、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進む大切な時期です。さまざまな体験活動やボランティア活動を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。放課後の居場所づくりや青少年の自主的な活動を進めるため、放課後児童クラブやユースステーション等を運営し、子どもや子育て家庭のニーズを踏まえ、さらなる魅力づくりに取り組みます。</p> <p>また、地域社会全体が連携・協力しながら非行防止や自立支援などに取り組み、子どもや若者が直面するさまざまな課題に対応していきます。</p>
<p>施策⑧ 放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブの運営基盤の強化</li> <li>・ 放課後児童クラブの魅力向上</li> </ul>
<p>施策⑨ 青少年の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供</li> <li>・ 有害環境から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進</li> <li>・ 危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策の推進</li> <li>・ 不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進</li> <li>・ デートDV予防啓発の推進</li> </ul>
<p>施策⑩ 子ども・若者の自立や立ち直りの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者の自立を支援する環境づくり</li> <li>・ 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進</li> </ul>

<p>政策分野4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援</p> <p>子どもの成長や子育てを支える取り組みは、全ての子どもや子育て家庭が対象です。その中でも、養育困難、ひとり親家庭、貧困、虐待、障害、疾病などの事情がある子どもや子育て家庭には、その状況に応じた特別な支援が必要です。</p> <p>家庭での養育が困難で社会的養護が必要な子どもや障害のある子どもの成長と自立を支援するため、子どもや家庭の状態に応じた適切な支援の充実を図ります。</p> <p>ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩みや不安に対応するとともに、経済的・社会的な自立に向けた支援を行います。</p> <p>そして、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に進めます。</p> <p>また、依然として児童虐待が発生していることから、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めるとともに、全ての子どもの人権が尊重される社会づくりを進めます。</p>
<p>施策⑪ 社会的養護が必要な子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設における生活環境整備等の促進</li> <li>・里親や小規模住居型児童養育事業の普及促進</li> </ul>
<p>施策⑫ ひとり親家庭等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の生活の安定と向上</li> <li>・子どもの貧困対策</li> </ul>
<p>施策⑬ 児童虐待への対応</p> <p>児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援</p>
<p>施策⑭ 障害のある子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化</li> <li>・保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化</li> <li>・障害のある子どもの放課後対策の充実</li> <li>・ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実</li> <li>・重度の障害のある子どもへの支援の強化</li> <li>・発達障害のある子どもへの支援の充実</li> </ul>

#### (5) 北九州市子ども・子育て支援事業計画

「北九州市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された子どもの育ちに関する理念や子育て支援の意義、市町村子ども・子育て支援事業計画策定の考え方に即して、次の7つの項目で構成されている。

##### ア. 幼児期の学校教育や保育の推進

-教育・保育の提供区域の設定

-教育・保育の量の見込みと確保の方策

##### イ. 地域における子ども・子育て支援の推進

-地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

##### ウ. 幼児期の学校教育や保育の一体的提供および推進体制の確保

-認定こども園の普及

-教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性とその推進

-教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携

##### エ. 幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み

##### オ. 産後の休業および育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

##### カ. 子どもに関わる専門的な知識および技術を要する支援に関する施策の実施と連携

##### キ. 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

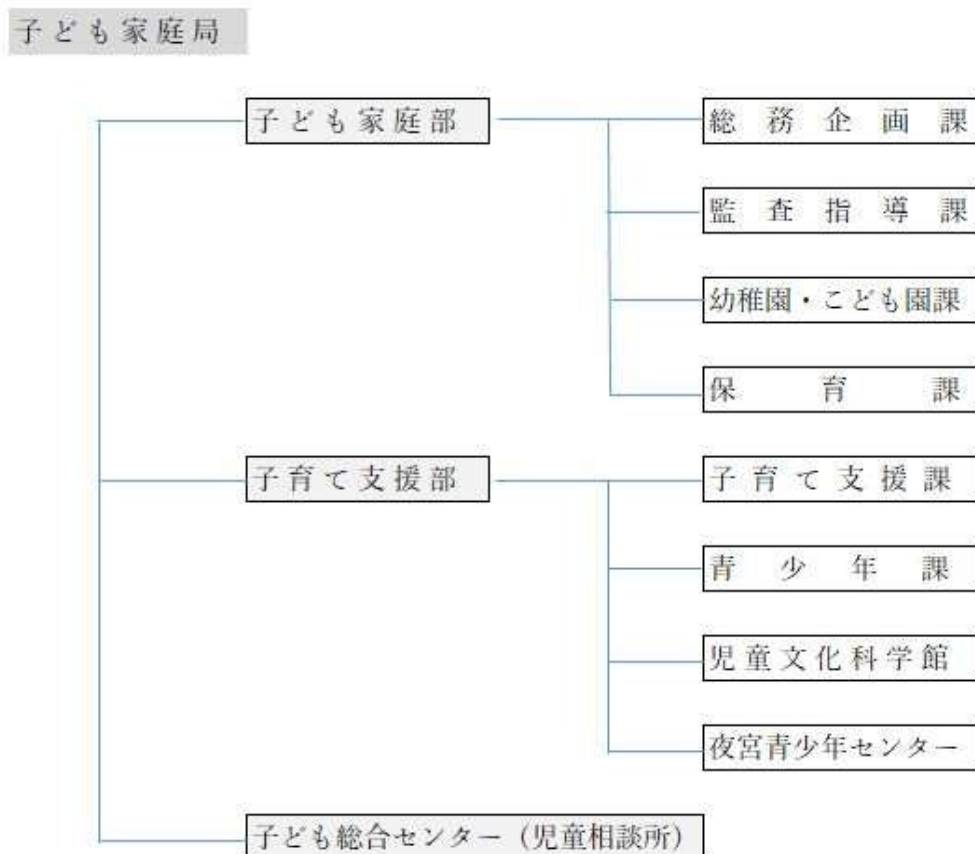
#### (6) 計画の推進

北九州市子ども・子育て会議において、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項について、実施状況を調査・審議しながら計画を進めている。

## 5 監査対象部署の概要

監査対象部署である子ども家庭局は、子ども家庭部、子育て支援部、子ども総合センター（児童相談所）から構成されている。子ども家庭局は、子ども・子育て支援の取り組み強化を図るため、平成19年度に保健福祉局から独立された局である。

【子ども家庭局の組織図】（令和元年度時点）



※出所：子ども家庭局より入手した資料

また、子ども・子育て支援に関する市民の窓口として、各区役所にコミュニティ支援課及び保健福祉課が設置されている。

上記の他、子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）に関する関連部署として、以下の部課を監査対象としている。

- ・保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課
- ・保健福祉局 障害福祉部 精神保健福祉課
- ・教育委員会 指導部 指導第一課
- ・教育委員会 指導部 指導第二課
- ・教育委員会 学校支援部 学事課
- ・教育委員会 中央図書館 子ども図書館



子ども家庭局における主な事務分掌は以下のとおりである。

【子ども家庭局における主な事務分掌】（令和元年度時点）

部	課	事務内容
子ども家庭部	総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局の庶務・経理</li> <li>・子ども家庭局の事業 PR</li> <li>・元気発進！子どもプラン</li> <li>・子育てふれあい交流プラザ、子どもの館</li> <li>・赤ちゃんの駅</li> </ul>
	監査指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設を運営する社会福祉法人</li> <li>・児童福祉施設等の監査、指導</li> </ul>
	幼稚園・こども園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度（教育・保育に係るものに限る）の推進</li> <li>・施設型給付費及び地域型保育給付費の支給</li> <li>・保育料</li> <li>・私立幼稚園及び認定こども園</li> <li>・私学助成（幼稚園に係るものに限る）</li> </ul>
	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の認可及び指導</li> <li>・民間保育所の助成</li> <li>・保育所の施設整備、運営計画</li> <li>・保育所職員の研修</li> <li>・保育士・保育支援センター</li> </ul>
子育て支援部	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子福祉、寡婦福祉</li> <li>・婦人保護</li> <li>・母子保健</li> <li>・児童福祉施設（他局・他課の所管に属するものを除く）</li> <li>・子ども医療、ひとり親家庭等医療</li> <li>・児童扶養手当</li> <li>・児童手当</li> <li>・育児サークル・子育て支援団体活動支援</li> <li>・親子ふれあいルーム</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・児童虐待防止の周知・啓発</li> </ul>
	青少年課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年教育施設等の管理運営</li> <li>・青少年の指導育成</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年関係団体</li> <li>・ 非行防止等青少年対策</li> <li>・ 若者の自立支援</li> <li>・ 新科学館</li> <li>・ 青少年ボランティアステーション</li> </ul>
	児童文化 科学館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種講座の開設、クラブ活動の指導奨励</li> <li>・ 科学に関する実験実習、天体学習</li> <li>・ こども文化会館</li> </ul>
	夜宮青少年 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年に関する情報・資料の収集提供</li> <li>・ 青少年の各種相談</li> </ul>
子ども総合センター (児童相談所)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉思想の普及</li> <li>・ 児童及び家庭等に係る相談、調査及び指導等</li> <li>・ 児童の委託、通告、送致その他の措置</li> <li>・ 措置児童の指導</li> <li>・ 里親</li> <li>・ 街頭補導及び環境浄化活動</li> <li>・ 児童の心理学的及び医学的な診断及び判定</li> <li>・ 児童及び保護者に対する助言、指導及び心理学的治療</li> <li>・ 児童の一時保護</li> <li>・ 一時保護児童の健康診断、生活指導及び観察</li> <li>・ 少年支援室</li> </ul>

※出所：子ども家庭局より入手した資料

## 6 歳入・歳出にかかる予算・決算の概要

子ども家庭局における平成29年度から令和元年度における予算・決算の概要は以下のとおりである。

■平成29年度

【子ども家庭局決算（歳出）】

一般会計

(単位：千円、%)

項目	予算現額 a	支出済額 b	執行率 b/a	不用額 a-b-c	翌年度繰越額 c
4 款 子ども家庭費	68,303,507	63,623,338	93.1%	3,873,101	807,068
1 項 1 目 職員費	4,661,672	4,578,840	98.2%	82,832	0
2 項 1 目 子ども家庭総務費	7,316,441	6,246,102	85.4%	1,070,339	0
2 項 2 目 子ども家庭支援費	50,082,096	46,761,327	93.4%	2,518,801	801,968
2 項 3 目 母子保健医療費	5,605,314	5,476,104	97.7%	129,210	0
2 項 4 目 青少年費	614,832	537,813	87.5%	71,919	5,100
3 項 1 目 繰出金	23,152	23,152	100.0%	0	0
子ども家庭局 合計	68,303,507	63,623,338	93.1%	3,873,101	807,068
※市全体	619,583,925	548,859,561	88.6%	41,391,866	29,332,498

※子ども家庭局所管分のみ、前年度繰越分を含む

特別会計

(単位：千円、%)

母子父子寡婦福祉資金	577,400	305,371	52.9%	272,029	0
------------	---------	---------	-------	---------	---

決算額総計

(単位：千円、%)

子ども家庭局 合計	68,880,907	63,928,709	92.8%	4,145,130	807,068
※市全体	1,190,494,949	1,085,927,315	91.2%	73,647,059	30,920,575

【子ども家庭局決算（歳入）】

(単位：千円)

項目	予算現額 a	収入済額 b	予算現額と収入済額との比較 b-a
1 6 款 分担金及び負担金	3,376,554	3,399,383	22,829
1 項 負担金	3,376,554	3,399,383	22,829
1 7 款 使用料及び手数料	636,162	576,622	▲ 59,540
1 項 使用料	636,150	576,581	▲ 59,569
2 項 手数料	12	41	29
1 8 款 国庫支出金	26,202,336	23,434,433	▲ 2,767,903
1 項 国庫負担金	21,999,882	20,612,647	▲ 1,387,235
2 項 国庫補助金	4,202,454	2,821,786	▲ 1,380,668
1 9 款 県支出金	8,755,354	8,445,232	▲ 310,122
1 項 県負担金	6,532,597	5,973,684	▲ 558,913
2 項 県補助金	2,222,757	2,471,548	248,791
2 0 款 財産収入	15,583	14,416	▲ 1,167
1 項 財産運用収入	15,583	14,416	▲ 1,167
2 2 款 繰入金	65,983	65,983	0
1 項 特別会計繰入金	65,983	65,983	0
2 4 款 諸収入	535,673	501,129	▲ 34,544
1 項 延滞金加算金及び過料	1,000	1,791	791
3 項 貸付金元利収入	9	9	0
6 項 雑入	534,664	499,329	▲ 35,335
2 5 款 市債	649,400	468,300	▲ 181,100
1 項 市債	649,400	468,300	▲ 181,100
子ども家庭局 合計	40,237,045	36,905,498	▲ 3,331,547
※市全体	619,583,925	552,262,945	▲ 67,320,980

※子ども家庭局所管分のみ、前年度繰越分を含む

特別会計

(単位：千円)

母子父子寡婦福祉資金	577,400	728,077	150,677
------------	---------	---------	---------

決算額総計

(単位：千円)

子ども家庭局 合計	40,814,445	37,633,575	▲ 3,180,870
※市全体	1,190,494,949	1,107,203,110	▲ 83,291,839

■平成30年度

【子ども家庭局決算（歳出）】

一般会計

(単位：千円、%)

項目	予算現額 a	支出済額 b	執行率 b/a	不用額 a-b-c	翌年度繰越額 c
4 款 子ども家庭費	67,625,731	63,594,245	94.0%	3,412,744	618,742
1 項 1 目 職員費	4,559,356	4,491,339	98.5%	68,017	0
2 項 1 目 子ども家庭総務費	7,335,806	6,184,365	84.3%	1,151,441	0
2 項 2 目 子ども家庭支援費	49,820,609	47,355,713	95.1%	1,917,854	547,042
2 項 3 目 母子保健医療費	5,288,908	5,027,902	95.1%	261,006	0
2 項 4 目 青少年費	598,129	512,003	85.6%	14,426	71,700
3 項 1 目 繰出金	22,923	22,923	100.0%	0	0
1 4 款 災害復旧費	21,790	9,097	41.7%	1,461	11,232
2 項 1 目 児童福祉施設災害復旧費	21,790	9,097	41.7%	1,461	11,232
子ども家庭局 合計	67,647,521	63,603,342	94.0%	3,414,205	629,974
※市全体	612,983,632	545,369,719	89.0%	42,253,120	25,360,793

特別会計

(単位：千円、%)

母子父子寡婦福祉資金	486,900	202,117	41.5%	284,783	0
------------	---------	---------	-------	---------	---

決算額総計

(単位：千円、%)

子ども家庭局 合計	68,134,421	63,805,459	93.6%	3,698,988	629,974
※市全体	1,019,407,489	938,455,114	92.1%	54,443,988	26,508,387

※前年度繰越分を含む

【子ども家庭局決算（歳入）】

(単位：千円)

項目	予算現額 a	収入済額 b	予算現額と収入済額との比較 b-a
1 6 款 分担金及び負担金	3,426,139	3,496,986	70,847
1 項 負担金	3,426,139	3,496,986	70,847
1 7 款 使用料及び手数料	641,650	563,673	▲ 77,977
1 項 使用料	641,638	563,630	▲ 78,008
2 項 手数料	12	43	31
1 8 款 国庫支出金	25,712,498	23,754,966	▲ 1,957,532
1 項 国庫負担金	21,890,718	20,850,026	▲ 1,040,692
2 項 国庫補助金	3,821,780	2,904,940	▲ 916,840
1 9 款 県支出金	8,837,720	7,883,702	▲ 954,018
1 項 県負担金	6,602,629	5,911,910	▲ 690,719
2 項 県補助金	2,233,487	1,970,297	▲ 263,190
3 項 委託金	1,604	1,495	▲ 109
2 0 款 財産収入	15,730	16,771	1,041
1 項 財産運用収入	15,730	16,771	1,041
2 2 款 繰入金	41,615	41,614	▲ 1
1 項 特別会計繰入金	41,615	41,614	▲ 1
2 4 款 諸収入	271,853	386,486	114,633
1 項 延滞金加算金及び過料	1,000	898	▲ 102
3 項 貸付金元利収入	9	6	▲ 3
6 項 雑入	270844	385582	114,738
2 5 款 市債	742,000	465,700	▲ 276,300
1 項 市債	742,000	465,700	▲ 276,300
子ども家庭局 合計	39,689,205	36,609,898	▲ 3,079,307
※市全体	612,983,632	548,523,456	▲ 64,460,176

特別会計

(単位：千円)

母子父子寡婦福祉資金	486,900	755,171	268,271
------------	---------	---------	---------

決算額総計

(単位：千円)

子ども家庭局 合計	40,176,105	37,365,069	▲ 2,811,036
※市全体	1,019,407,489	955,505,353	▲ 63,902,136

※前年度繰越分を含む

■令和元年度

【子ども家庭局決算（歳出）】

一般会計

(単位：千円、%)

項目	予算現額 a	支出済額 b	執行率 b/a	不用額 a-b-c	翌年度繰越額 c
4 款 子ども家庭費	70,548,617	67,982,008	96.4%	2,266,644	299,965
1 項 1 目 職員費	4,766,334	4,464,801	93.7%	301,533	0
2 項 1 目 子ども家庭総務費	8,622,136	7,316,909	84.9%	1,305,227	0
2 項 2 目 子ども家庭支援費	51,221,168	50,334,830	98.3%	586,373	299,965
2 項 3 目 母子保健医療費	5,107,395	5,058,968	99.1%	48,427	0
2 項 4 目 青少年費	817,419	792,335	96.9%	25,084	0
3 項 1 目 繰出金	14,165	14,165	100.0%	0	0
1 4 款 災害復旧費	11,232	11,231	100.0%	1	0
2 項 1 目 児童福祉施設災害復旧費	11,232	11,231	100.0%	1	0
子ども家庭局 合計	70,559,849	67,993,239	96.4%	2,266,645	299,965
※市全体	614,414,725	546,474,270	88.9%	35,327,052	32,613,403

特別会計

(単位：千円、%)

母子父子寡婦福祉資金	491,600	286,483	58.3%	205,117	0
------------	---------	---------	-------	---------	---

決算額総計

(単位：千円、%)

子ども家庭局 合計	71,051,449	68,279,722	96.1%	2,471,762	299,965
※市全体	1,029,639,580	950,236,482	92.3%	45,067,189	34,335,909

※前年度繰越分を含む

【子ども家庭局決算（歳入）】

(単位：千円)

項目	予算現額 a	収入済額 b	予算現額と収入済額との比較 b-a
1 6 款 分担金及び負担金	2,574,253	2,659,174	84,921
1 項 負担金	2,574,253	2,659,174	84,921
1 7 款 使用料及び手数料	471,149	433,146	▲ 38,003
1 項 使用料	471,137	433,097	▲ 38,040
2 項 手数料	12	49	37
1 8 款 国庫支出金	26,930,915	26,987,880	56,965
1 項 国庫負担金	23,454,159	23,933,558	479,399
2 項 国庫補助金	3,476,756	3,054,322	▲ 422,434
1 9 款 県支出金	10,012,866	9,486,280	▲ 526,586
1 項 県負担金	7,394,134	7,033,809	▲ 360,325
2 項 県補助金	2,618,673	2,452,338	▲ 166,335
3 項 委託金	59	133	74
2 0 款 財産収入	15,629	17,925	2,296
1 項 財産運用収入	15,629	17,925	2,296
2 2 款 繰入金	81,281	81,280	▲ 1
1 項 特別会計繰入金	81,281	81,280	▲ 1
2 4 款 諸収入	154,903	148,882	▲ 6,021
1 項 延滞金加算金及び過料	1,000	657	▲ 343
3 項 貸付金元利収入	9	6	▲ 3
6 項 雑入	153894	148219	▲ 5,675
2 5 款 市債	821,100	584,300	▲ 236,800
1 項 市債	821,100	584,300	▲ 236,800
子ども家庭局 合計	41,062,096	40,398,867	▲ 663,229
※市全体	614,414,725	549,895,481	▲ 64,519,244

特別会計

(単位：千円)

母子父子寡婦福祉資金	491,600	837,061	345,461
------------	---------	---------	---------

決算額総計

(単位：千円)

子ども家庭局 合計	41,553,696	41,235,928	▲ 317,768
※市全体	1,029,639,580	966,123,464	▲ 63,516,116

※前年度繰越分を含む